<u> </u>	□ 見 平成28年1月15日(三股町)代表☎52-1111											
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分 類】 【No.】

【内容】

- ① 募 集 1.2◆町営住宅の入居者を募集します
 - 3 ◆「家内労働(内職)情報」をお知らせします
 - 4 ◆宮崎ねんりんピック2016参加者を募集します
 - ◆鹿児島障害者職業能力開発校の入校生を募集します
 - 5 ◆自衛官候補生(男子)を募集します
- ② 催 し 5 ◆「三股町文化の祭典」を開催します
 - 6 ◆「第103回みまたん駅前よかもん市(朝市)」を開催します
- ④ お知らせ
- 6 ◆山下医院が1月中旬に診療を再開します
- 7 ◆10キロワット以上の太陽光発電設備は償却資産として申告して ください
- 8 ◆償却資産申告書にはマイナンバー(個人番号・法人番号)を記載してください
 - ◆1月24日は「くいまーるバス」を運休します
- 9 ◆電子マネー「ニモカ」の運用が開始されます
 - ◆殿岡生活改善センター加工室の利用を再開します
- 10◆石綿による疾病の補償・救済を行っています
 - ◆新成人の皆さん 20歳になったら国民年金の手続きが必要です
- ⑤保健と福祉 11◆放課後児童クラブを利用する人は登録申請をしてください (子ども)







【分類】 【No.】

【内容】

⑥保健と福祉

12 ◆「摂食障害 家族のつどい」を実施します

(一般)

- ◆「薬物依存症者の家族のつどい」を実施します
- 13 ◆発達障害家族教室を開催します

8農林畜産業関連

- 13 ◆農業用廃棄ビニール処理量のポイント化による町商品券 交換事業を実施しています
- 14 ◆屋外で鳥を飼育している人へ 高病原性鳥インフルエンザを予防 しましょう
 - ◆ 畜産農家の皆さんへ 毎月10日・20日・30日は「町内一斉 消毒の日」です

9)相 談

- 15 ◆「こころの健康相談」を実施します
 - ◆「法律相談」(無料)を実施します
- 16 ◆「人権相談」を実施します
 - ◆「行政相談」を実施します
 - ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています



① 募 集

◆ 町営住宅の入居者を募集します

町営住宅の一部に空室がありますので、募集を行います。申込方法、申込 資格や選考方法などについては、申込書類配付時に都市整備課窓口で説明し ます。

1. 申込資格

- ①現在、住宅に困窮していることが明らかな人。 (原則として、公営住宅に住んでいる人や持ち家がある人は申し込みできません)。
- ②現在、同居している、または同居しようとする親族(婚約者を含む)があること。
 - ※婚約中の人は、申込日から3カ月以内に結婚(入籍)することが条件です。
 - ※離婚予定者(別居中・離婚調停中の人)は申し込めません。
- ③市町村税など、全ての税について滞納がないこと。
- ④世帯の所得月額が15万8千円以下であること(公営住宅入居資格収入 基準)。裁量世帯(未就学児がいる世帯など)は、所得月額の上限が21万 4千円以下となる場合もあります。
 - ※基準額は月額です。
- ⑤暴力団の構成員でないこと。
- ⑥入居後、団地での共同生活ができる人。

2. 申込書類の配付期間・場所

		申込書類の配付	申込受付			
期	間	1月15日(金)~2月3日(水) (土・日曜を除く)	2月1日(月) ~2月3日(水)			
時	間	午前8時30分~午後5時				
場	所	役場 2階 都市整備課 建築係 ((⑨番窓口)			

※申込書には添付していただく書類が多数あります。詳しくは申込時に 説明します。

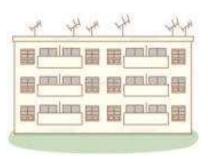
3. 抽選会(申込書類審査合格者のみ抽選会に参加できます)

抽選日時・・・2月26日(金)午後1時30分~ 抽選会場・・・町役場4階 第1会議室 (エレベーターをご利用ください)

▮ 4. 対象住宅(抽選) 別表のとおり

※家賃は申込者の収入などにより異なります。

※お問い合わせは、都市整備課 建築係(2階 ⑨番窓口)
☎52-9066(直通)にお願いします。



◎対象住宅(抽選)一覧表

◎ 対象性毛(抽選)一覧表 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □								
団地名	構造	戸数	階数 号数	建築 年度	間取り	家 賃 (円)	備考	
稗田	鉄筋コンクリート造	1戸	2階 53号	昭和 52	3 D K 和室 6 畳 和室 6 畳 洋室 6 畳 D K	14, 200 ~ 21, 200	・三股西小校区 ・トイレ (水洗) ・下水道使用料あり ・共益費あり ・シャワーなし	
唐橋	鉄筋コンクリート造	1戸	3階 18号	昭和 53	3 D K 和室 6 畳 和室 6 畳 洋室 6 畳 D K	14, 300 ~ 21, 300	・三股西小校区 ・トイレ (水洗) ・共益費あり ・シャワーなし	
唐橋 第 2	鉄筋コンクリート造	1戸	3 階 46 号	昭和 60	3 D K 和室 6 畳 和室 6 畳 洋室 6 畳 D K	16, 700 ~ 24, 900	・三股西小校区 ・トイレ (水洗) ・共益費あり ・シャワーなし	
中原	鉄筋コンクリー	2戸	3 階 B-54 号	平成 17	3 L D K 和室 4.5 畳 洋室 5 畳 洋室 6 畳 L D K	26, 300 ~ 39, 200	・三股西小校区 ・トイレ(水洗) ・下水道使用料あり ・共益費あり ・駐車場使用料あり	
1 1/25	建てト造		3階 C-74 号	平成 18	2 D K 和室 6 畳 洋室 6 畳 D K	21,000 ~ 31,200	※3 L D K は、4名 以上の世帯のみ申し 込むことができま す。	

団地名	構造	戸数	階数 号数	建築年度	間取り	家 賃 (円)	備考
南原	鉄筋コンクリート造	1戸	3 階 1 2 号	昭和 56	3 L D K 和室 6 畳 和室 6 畳 洋室 6 畳 L D K	16, 200 ~ 24, 100	・勝岡小校区 ・トイレ (水洗) ・共益費あり ・シャワーなし
山王原	鉄筋コンクリート造	1戸	2階 8号	昭和 54	3 D K 和室 6 畳 和室 6 畳 洋室 6 畳 D K	14, 400 ~ 21, 400	・三股小校区 ・トイレ(水洗) ・共益費あり ・シャワーなし
長田	(一戸建 で)	1戸	1号	昭和 61	3 D K 洋室 6 畳 和室 6 畳 洋室 6 畳 D K	12,000 ~ 17,800	・長田小校区 ・トイレ(簡易水洗) ※小学生(次年度小学 生になる児童を含む) がいる世帯を優先し ます。

※裁量世帯(未就学児がいる世帯など)の家賃については、別家賃となります。



◆「家内労働(内職)情報」をお知らせします

県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、いろいろな内容の 仕事について、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。ぜひ ご利用ください。

◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください(希望する家内労働の募集が終了している場合もあります)。

電話での相談も受け付けています。気軽にお問い合わせください。

◎事業所の人へ

家内労働に適したお仕事はありませんか?

- ★データ文字入力・部品組み立て・刺しゅう・編み物などの経験者、ワープロ・マイクロソフトエクセル・マイクロソフトワードなどの資格を持った人も登録しています。
- ★ボタン付け・糸切り・ラベル貼り・宛名書き・アクセサリー作り・データ入力・ 箱組み立て・部品組み立てなどの内職や短期間の内職も受け付けています。 ぜひ「就職相談支援センター」をご利用ください。



【仕事の内容など】

<仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わることがあります>

仕事の内容	委託地域	工賃
		3,000 円/着~
台襟付きシャツ全体の縫製	三股町、都城市とその周辺	(宮崎県婦人既製洋服
		製造業最低工賃に準ずる)
縫製後の糸切りまとめ作業		4円~
(ループ、まつり縫い、	三股町、都城市とその近辺	(宮崎県婦人既製洋服
ボタン付け、肩パット付け)		製造業最低工賃に準ずる)
学生服まとめ		
(まつり縫い、スナップ付け、	三股町、都城市とその近辺	30~150 円/着
しつけ縫いなど)		
部品組み立て、部品外観	 三股町、都城市	0.3円~
(傷汚れ)検査	二次四、旬炒以口	1.8円/個
ウ科吉田、ママのヰず佐り	A:三股町、都城市とその近辺	A・Bともに
自動車用ハーネスのサブ作り	B:三股町、都城市	4円~20円/本
十自然始め	二肌町 拠場古しるの写道	2万円~
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	4万5千円/反
学生服ミシン縫製	三股町、都城市とその近辺	30 円~140 円/着

1月1日現在

- ■相談日:月曜日 ~ 金曜日(祝日を除く)
- ■相談時間:午前 9時 ~ 午後 5時
- ※お問い合わせは、

都城就職相談支援センター(都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内) (☎・ファクス:25-0300)にお願いします。 ☆詳しくは県のホームページをご覧ください。



宮崎 内職

◆ 宮崎ねんりんピック2016参加者を募集します

■申込期間 2月1日(月)~2月29日(月)





開催日	П	5月15日(日)、ゴルフ・ミニテニス競技は5月16日(月)
		ソフトテニス競技は5月22日(日)
会	場	KIRISHIMA ヤマザクラ宮崎県総合運動公園ほか
参加資	格	60歳以上 昭和32年4月1日以前に生まれた人
参加	料	500円(参加決定後、郵便局で振り込んでください)

申込方法

参加申込書に住所・氏名・生年月日・電話など必要事項をご記入の 上、町教育課スポーツ振興係または宮崎県社会福祉協議会(長寿社 会推進センター)に提出してください(申込用紙・競技実施要項は 役場にあります。宮崎県社会福祉協議会ホームページ

http://www.mkensha.or.jpからダウンロードもできます)。

■ねんりんピック実施種目(詳しくは競技実施要項をご覧下さい)

※○が付いている種目は、全国健康福祉祭ながさき大会の予選を兼ねています。

0	ラージボール卓球	0	ソフトバレーボール	0	ラグビーフットボール
0	テニス		ミニテニス		パークゴルフ
0	ソフトテニス	0	弓道	0	水泳
0	ソフトボール	0	剣道		卓球バレー
0	ゲートボール		なぎなた	0	ダンススポーツ (新規種目)
0	ペタンク	0	武術太極拳	0	囲碁
0	ターゲット ・バードゴルフ		四半的弓道	0	将棋
0	グラウンド・ゴルフ	0	ボウリング	0	健康マージャン
0	バウンドテニス	0	ゴルフ		
	ミニバレーボール	0	サッカー		

※お問い合わせは、

社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会・長寿社会推進センター

☎ 0985-31-9630

FAX 0985-31-9665 にお願いします。

◆ 鹿児島障害者職業能力開発校の入校生を募集します

鹿児島障害者職業能力開発校では、障害のある人に、その適正に応じた職種について時代の需要に応えられる知識・技能を習得してもらい、職業人としての自立を支援するため、各種の職業訓練を実施しています。

南九州唯一の国立障害者職業能力開発校です。全国どこからでも応募できます。

募集期間		1月18日(月)~2月12日(金)までに、ハローワークに					
		提出してください。					
		定員	訓練期間	応募資格			
	情報電子科	10人					
募	デザイン製版科	20人		高卒(見込者含む)および同等 			
募集訓練科	建築設計科	20人		高平(兄込有古む)ねよい同寺 以上の学力がある障害者			
練	義肢福祉用具科	10人	1年	<u>め工ップがめる</u> 障害有			
科	0A 事務科	20人					
·	アパレル科	10人		義務教育修了以上の障害者			
	造形実務科	10人		義務教育修了以上の知的障害者			
=士 旺仝	日程および会場	3月4日(金) 午前9時~					
百八 净火	口性のよい云场	鹿児島障害者職業能力開発校					
	試験内容	筆記試験(国語・数学)および面接					
		応募書類は、	最寄りのハロ	コーワークにあります。			
	その他	訓練期間中は、訓練手当などが支給される場合があります。					
		入学金・授業料は無料です。					

※お問い合わせは、

学校または最寄りのハローワーク(公共職業安定所)まで

●鹿児島障害者職業能力開発校

〒895-1402 鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名 1432

5 0996-44-2206

FAX 0996-44-2207

●ハローワーク都城(職業安定所)

〒885-0072 都城市上町 2 街区 11 号 都城合同庁舎 1 階

2 2 2 — 1 7 4 5

FAX 25-0989 にお願いします。



◆ 自衛官候補生(男子)を募集します

自衛官候補生とは、任期制の自衛官として任官する前に、自衛官として 必要な基礎的教育訓練に専念するための採用制度です。任期制自衛官は各種 教育訓練や職務を通じた技術習得のほか、再就職に向けて必要な資格の取得 など、希望に合わせたキャリアプランが描けます。

また、給与・各種手当などについて、任期制自衛官ならではの手当があります。

特例退職手当				任期満了ごとに支給		
自衛官候補生手当				月額126、900円(入隊から3カ月間)		
自衛官任用一時金			诗金	176,000円(2士に任官後)		
				2 士に任官後、地域手当、寒冷地手当、航海手当、		
各	種	手	当	乗組手当などが該当者に支給されます。また、年2		
				回期末・勤勉手当が支給されます。		

■受付期間: 受け付けは年間を通じて行っています。

■応募資格: 採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の男子

■試 験: (1)試験期日および試験場

受付時にお知らせします。

(2)試験種目

筆記試験(国語、数学、社会および作文)、口述試験、

適正検査、身体検査

※お問い合わせは、

都城募集地域事務所

☎23-3944 (内線367・368) にお願いします。



② 催 し

◆「三股町文化の祭典」を開催します

毎年、町内外から多くの人が参加する「三股町文化の祭典」。今年も次のとおり実施します。

童謡・唱歌、短歌や舞踊・大正琴などの芸能披露、生涯学習教室の発表・作品展示など、多彩な内容となっています。ご家族・ご友人お誘い合わせの上、ぜひ気軽にご来場ください。入場は無料です。

日	時	2月13日(土)・14日(日)午前9時30分~
場	所	町立文化会館
		●13日(土) 全体開会式 (午前9時30分~)
		第1部 童謡まつり(午前9時40分~)
		・童謡・唱歌愛好団体(20団体)によるステージ
		・ゲスト「spirit (スピリット)」コンサート
rth	容	第2部 文化芸能まつり(午後1時30分~)
内	台	・歌詠み会(三股短歌会会員・小中学生による短歌朗詠)
		・舞踊などの芸能披露(6団体・4師匠)
		●14日(日) 第3部 元気まつり(午前9時30分~)
		・生涯学習教室(36団体)の舞台発表
		・生涯学習教室の作品展示 (2日間)

※お問い合わせは、

「三股町文化の祭典実行委員会」事務局(町立文化会館内) 四51-3462にお願いします。

童謡まつりは今年で20周年を迎えます



◆「第103回みまたん駅前よかもん市(朝市)」を開催します

期	日	1月24日(日) 【毎月第4日曜日開催】 ※雨天でも実施します(荒天中止)
		雨の場合、店頭軒下と店内奥コミュニティ室で行います。
時	間	午前8時~10時30分ごろ
場	所	町物産館「よかもんや」前駐車場(JR三股駅東隣)、 店内奥(コミュニティー室)

今回の朝市は、フラワーアレンジメントを行います!毎回、人気の焼き そばやしし汁、朝市でしか買えない限定商品がたくさん販売されます。

さらには、「朝市で使える商品券」がもらえるポイントカードや、出店者から提供された商品が当たるお楽しみ抽選会も行います。

毎月第4日曜日は朝市会場で朝食を取りませんか?たくさんのご来場を心からお待ちしています。

●花育イベント!

親子で参加。フラワーアレンジメント教室を行います。 定員は20人、参加費は無料です。

●商品券がもらえるポイントカードを発行します

買い物をするともらえるポイント引換券を持ってポイント引換所にお越しください。引換券1枚で1ポイントがもらえます。20ポイントためると朝市で使える500円分の商品券と交換します。

●お楽しみ抽選会は午前10時ごろから開催します

上記のポイント引換所で、抽選券をもらうことができます。

抽選券は1人につき1枚までです。

※雨の場合、抽選会を行わない場合があります。ご了承ください。

- ※ごみ減量化のため、マイバッグ持参を推進しています。ご協力をお願いします。 ※新規出店者(出店料500円)も募集しています。
- ※イベントなどは変更になる場合があります。詳細は町物産館よかもんやへ
- ■主催 みまたん駅前よかもん元気会
- ※お問い合わせは、町物産館よかもんや ☎52-3131 にお願いします。





④ お知らせ

◆ 山下医院が1月中旬に診療を再開します

山下医院は、山下兼一医院長の急逝により閉院していましたが、1月中旬 に診療を再開します。

1. 開院 日・・・1 月中旬ごろ

2. 診療科目・・・内科、呼吸器内科

3. 診療時間・・・

	月	火	水	木	金	土
午前9時~ 午後12時30分	0	0	0	0	0	0
午後2時~6時	0	0	0	0	0	_

※日曜、祝日は、休診します。

4. 院 長・・・郡山 晴喜 医師(山下兼一医師の甥)

昭和59年 本町生まれ、千葉県育ち。

平成20年 宮崎大学医学部卒業。

宮崎大学医学部附属病院勤務。

平成22年 宮崎大学第3内科勤務(専門:呼吸器内科)。

平成25年 国立がん研究センター東病院勤務。

平成28年1月 山下医院開院(3代目医院長)。

※お問い合わせは、

山下医院 ☎52-1348 にお願いします。



◆ 1 0 ¹- 7[∞]以上の太陽光発電設備は償却資産として 申告してください

毎年、1月1日現在で事業用資産を所有している人は、資産の所有状況を 毎年1月31日までに町役場に申告していただくことになっています。

発電量を売電することを目的に家屋の屋根や土地に設置した太陽光発電設備 (再生可能エネルギー発電設備)などは固定資産税(償却資産)の課税対象と なる場合があります。該当する人には申告書などを送付していますが、届いて いない人は、窓口に取りに来ていただくか、町ホームページよりダウンロード して申告してください。

◆表 1 設置者および発電規模別課税区分

設 置 者	1 0 [*] - マ゙以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	1 0 ^キ ーア"未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人(住宅用)	家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して発電量の全量または余剰を売電している場合は、事業用資産となり、発電に係る設備は 課税の対象 となります。	売電するための事業用資産と はなりませんので、償却資産として 課税の対象外 となります。
個 人(事業用)	個人であっても事業のための資 余剰売電にかかわらず償却資産と	産は、発電出力量や、全量売電・ して 課税の対象 になります。
法人	事業のための資産になりますの 余剰売電にかかわらず償却資産と	





◆表2 発電に係る設備の部分別評価区分

	太陽光発電設備					
太陽光パネルの設置方法	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計など
家屋に一体の建材(屋根材など) として設置	家屋		償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所(地上や屋根の 要件を満たしていない構築物な ど)に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

- ※表中の【家屋】は家屋として評価するもの。【償却】は償却資産として評価する ものです。
- ※家屋以外の場所に設置している太陽光発電設備以外のフェンスや舗装、砂利なども、 国税申告などで減価償却する場合は償却資産の対象となります。

固定資産税の課税標準の特例

■ 固定価格買取制度の認定を受けて取得した太陽光発電設備(再生可能エネルギー 発電設備)は、次の条件を満たす場合、**3年度分、課税標準額が価格の3分の2**に なります。

経済産業省が発行する10^{*}『ジ以上の太陽光発電設備である認定通知書の写し、電力会社が発行する「電力供給契約」などの写しを申告書と一緒に提出してください。

く条件>

- ①固定価格買取制度の設定を受けて取得した再生可能エネルギー発電設備である こと。
- ②再生可能エネルギー発電設備の認定通知書に記載されている「発電出力」が 10 * 『 『 以上で太陽光発電設備であること。
- ③平成24年5月29日から平成28年3月31日までに取得した資産であること。
- ※お問い合わせは、税務財政課 資産税係(1階⑤番窓口)
 ☎52-9636(直通)にお願いします。

◆ 償却資産申告書にはマイナンバー(個人番号・法人番号) を記載してください

平成28年1月の社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、固定資産税償却資産申告書にマイナンバー(個人番号・法人番号)の記載欄が新たに設けられました。

個人の場合は12桁の個人番号を、法人は13桁の法人番号を、所定の 記載欄に右詰めで記載してください。

また、個人番号を記載した償却資産申告書を提出していただくときには、

本人確認をさせていただきますので、通知カードと運転免許証、または 個人番号カードをお持ちください。

なお、代理申告をされる場合は委任状などをお持ちください。 法人番号を記載した申告書を提出していただく場合、本人確認は不要です。

※お問い合わせは、

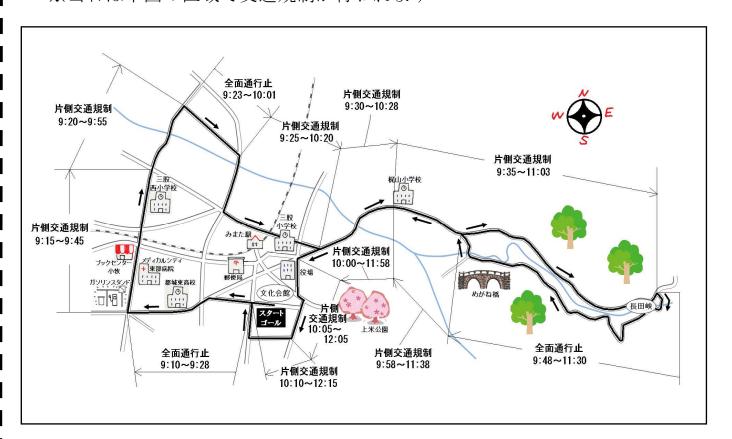


◆ 1月24日は「くいまーるバス」を運休します

1月24日(日)は「みまた **3** 霧島パノラマまらそん」が開催されます。 町内をコースとするハーフマラソンなどが行われ、ランナーの安全確保の ため交通規制も行われます。そのため、当日は「くいまーる」の全ての便を 運休します。

当日、バスをご利用予定の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解と ご協力をお願いします。

※当日は下図の区域で交通規制が行われます



※お問い合わせは、総務課 行政係 (2階 ⑧番窓口) ☎52-1112 (直通) にお願いします。



◆ 電子マネー「ニモカ」の運用が開始されます



ニモカ (nimoca) の運用が平成27年11月14日から宮崎交通の路線バスでスタートしました。

ニモカとはバスや電車利用時のほか電子マネーとして提携しているコンビニや商業施設などでも利用できる IC カードです。宮崎交通の運行する一般路線バス全線で利用できるほか、SUGOCA (JR 九州)、Suica (JR 東日本) などの交通エリアでも相互利用できます。

※ニモカの導入に伴い「宮交バスカ」の利用は3月31日までとなります。

〇販売額

・1枚2000円 (チャージ金額1,500円、保証金500円)

〇販売場所

- ・「西都城駅前バスセンター」「宮崎交通旅行部栄町支店」「宮崎交通バス車内」
- ※定期券の切り替えは<u>「西都城駅前バスセンター」の窓口でのみ</u> 受け付けています。
- ※お問い合わせは、宮崎交通バス案内センター☎0985-32-0718 にお願いします。



◆ 殿岡生活改善センター加工室の利用を再開します

■ 殿岡生活改善センターの利用は、機器メンテナンスおよび運営改善を図る■ ために昨年12月24日から利用を中止していましたが、2月1日(月)■ から当センターの加工室利用を再開することとなりました。利用を希望する■ 人は、事前予約をお願いします。

利用可能日	2月1日(月)~
予約受付開始日	1月18日(月)~
予 約 受 付 先	殿岡生活改善センター
	5 5 2 - 7 2 3 4



■ また、加工室を利用するときには、以下を守っていただきますようお願い■ します。

■加工室を利用するときの注意事項

- ○加工室の利用時間は、午前8時30分~正午、午後1時~4時30分です。時間内に準備、加工、後片付け、事務処理まで終わるようにしてください。なお、休館日は、毎週土曜日・日曜日、祝日、年末年始となっています。
- ○準備の都合がありますので、1週間前には予約をしてください。なお、みそ加工は、前日準備が必要なため月曜日の予約はできません。 (当日、空きがある場合は利用できることもありますので、ご連絡ください)
- ○みそ加工は6人以上、麺つゆ作りは4人以上のグループで利用してく ださい。
- ○殿岡生活改善センターで加工したものは販売できません。
- ○材料は、利用者が購入し、準備をしてきてください。(準備するもの・ 購入先が分からない人は、センター指導員にお問い合わせください)

※お問い合わせは、

- ・殿岡生活改善センター2 5 2 7 2 3 4
- ・産業振興課 農業振興係 2552-9086 にお願いします。

◆ 石綿による疾病の補償・救済を行っています

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に 従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険法に 基づく各種の労災保険給付金や石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給 されます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

中皮腫などで亡くなった人が過去に石綿業務に従事していた場合には、 労災保険給付金などの支給対象となる可能性があります。

まずは、気軽に最寄りの県労働局または労働基準監督署に相談してください。

※お問い合わせは、

- 宮崎労働局労働基準部労災補償課
- **☎**0985−38−8837
- 都城労働基準監督署

T23-0192

※詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚生労働省 アスベスト石綿





◆ 新成人の皆さん

20歳になったら国民年金の手続きが必要です

国民年金は、年を取ったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年を 取ったときや、病気やけがで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったと きに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

■将来の大きな支えになります

国民年金には20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。 国が責任をもって運営するため、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

■老後のためだけのものではありません

国民年金には、年を取ったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。 障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取ることができます。また遺族 年金は、加入者が死亡した場合、その加入者の収入で生計を維持していた遺族(「子 のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

■学生納付特例制度

学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金 保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上)、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。

■若年者納付猶予制度

学生でない30歳未満の人で、本人・配偶者の所得が一定額以下の場合に、 国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

▮ ※お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係 252-9631 (直通) 都城年金事務所 (代) 2723-2571 にお願いします。





⑤ 保健と福祉 (子ども)

◆ 放課後児童クラブを利用する児童は登録申請をしてください

放課後児童クラブは、就労などで放課後に保護者が不在となる児童に、町内の児童館などで、適切な遊び・生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的としています。

利用するには、児童クラブへの「<mark>登録</mark>」が必要です。登録を希望する家庭は、 新規・継続を問わず、必ず申請してください。

■対象児童=

- ①放課後に就労などで保護者が不在となる児童 (原則として平成28年4月現在で小学1年生~3年生までの児童)
- ②保護者に健康上の理由がある場合や健全育成上指導を必要とする児童 ※上記のいずれかに該当し、開館日数の「2分の1」以上利用すること。

■登録方法=

放課後児童クラブ (無料) に登録を希望する児童の保護者は、①**放課後児童** クラブ登録申請書一式と②就労・内職証明書をそろえてご提出ください。(登録 先の決定は、先着順ではありません。地区・学年・定員など調整の上、決定します。必ずしも希望の放課後児童クラブに登録できるとは限りませんのでご了承ください)

申	請	書	類	2月1日(月)から各児童クラブで配布します。
申	請	期	間	2月15日(月)~3月5日(土)
申請	青書 類	見提 出	 上先	登録希望の児童クラブにご提出ください。

■登録許可=

申請期間内の申請者には3月中旬以降に、各児童クラブより「三股町放課後児童クラブ登録許可書」を渡します。

■有料児童クラブも利用できます=

※「児童クラブ登録者」で希望者のみが対象です。

申請方法	利用月の前月までに申請書を登録児童クラブに提出してください。 月ごとの申請が必要です。	
利用料金	月額1人2,000円(割り引き・払い戻しはありません)	
支払方法	納付書でお支払いください。	

■利用できる日時・料金

利用できる日	利用時間	利用料金
月曜日 ~ 金曜日	午後2時~午後6時	無料
	午前9時~午後6時	****
土曜日、春・夏・冬休み	午前8時~午後6時	有料(2,000円/月)

- ■休館日=日曜日、祝日、お盆(8月13日~15日)、年末年始(12月29日~ 翌年1月3日)その他(台風やインフルエンザなどで学校が休校の場合)。
- **■登録期間=**4月1日(金)~平成29年3月31日(金)

■実施場所=

יוו נפיטות.		
名 称	開設場所	電話番号
三股小児童クラブ	三股小児童クラブ室	51-0606
プラザ児童クラブ	第2地区交流プラザ	52-1099
上米児童クラブ	上米満児童館	5 2 - 4 3 7 3
新馬場児童クラブ	新馬場児童館	52-3948
東原児童クラブ	東原児童館	5 2 - 0 3 3 6
今市児童クラブ	今市児童館	52-1814
植木児童クラブ	植木児童館	5 2 - 1 0 9 2
蓼池児童クラブ	蓼池児童館	52-3947
前目児童クラブ	前目児童館	5 2 - 4 8 4 4
梶山児童クラブ	梶山児童館	5 2 - 1 2 5 1
長田児童クラブ	長田児童館	5 4 - 1 2 1 3
宮村児童クラブ	宮村児童館	52-5533
廖池児童クラブ 前目児童クラブ 尾山児童クラブ 長田児童クラブ	蓼池児童館 前目児童館 梶山児童館 長田児童館	52 - 3947 $52 - 4844$ $52 - 1251$ $54 - 1213$

■帰宅時などの送迎=

児童の送迎は保護者の責任で行ってください。

学校終了後、児童は直接クラブへ向かいます。午後6時までに迎えをお願いします。 七曜日、夏休みなどは送迎をお願いします。

※お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係 252-9060 または、各児童クラブにお願いします。



⑥ 保健と福祉(一般)

◆「摂食障害 家族のつどい」を実施します



摂食障害は誰もがかかりうる病気と言われていますが、本人にとってはもちろん のこと、見守る家族もつらいものです。

「摂食障害 家族のつどい」では、不安を「言いっぱなし、聞きっぱなし」で共有 することで、孤立した状況から解放され、家族が抱えている重荷を少しずつ軽くし ていくことを目的としています。

次のとおり開催していますので、どうぞ気軽にご参加ください。 事前予約は不要ですので、当日、会場までお越しください。

対象	者	摂食障害(拒食・過食)などで悩んでいる人の家族 ※摂食障害当事者の参加はご遠慮ください。
内	容	家族ミーティングおよび情報交換
場	所	県総合保健センター 4階 団体交流室 (〒880-0032 宮崎市霧島1-1-2)
B	程	毎月 第4水曜日 午後2時~4時 ※この「つどい」で聞いた他の家族のことは、秘密厳守をお願い します。

■日 程■

1月27日(水)、2月24日(水)、3月23日(水)

◆「薬物依存症者の家族のつどい」を実施します



薬物(違法薬物、危険ドラッグ、処方薬など)依存症は心の病気です。 薬物の問題は、使っている本人だけでなく、周囲のあらゆる人を巻き込みながら 進行していきます。本人に近しい人ほど「薬物の問題を自分が何とか解決しなけ れば」と責任を背負い込み、恨みや怒りを抱えて傷つき、孤独になりやすくなり ます。

「薬物依存症者の家族のつどい」では、同様の問題、悩みを抱える家族が自分の 気持ちを正直に話せる安全な場所として、毎月1回情報交換を行っています。薬 物依存症が病気であることを確認し、抱えている重荷を少しずつ少なくしていく ことで、まずは家族自身の回復を目指しましょう。

次のとおり開催していますので、どうぞ気軽にご参加ください。 事前予約は不要ですので、当日、会場までお越しください。

対象	者	県内在住で、薬物に関する問題を抱える家族	
内	容	家族ミーティングおよび情報交換	
場	所	県総合保健センター 4階 団体交流室	
场	ולז	(〒880-0032 宮崎市霧島1-1-2)	
		毎月 第2月曜日 午後1時30分~3時30分	
日	程	※この「つどい」で聞いた他の家族のことは、秘密厳守をお願い	
	します。		

■日 程■

2月8日(月)、3月14日(月)



※お問い合わせは、

県精神保健福祉センター(県総合保健センター 4階) 〒880-0032 宮崎市霧島1-1-2

☎ 0985−27−5663

FAX 0985-27-5276 にお願いします。



◆ 発達障害家族教室を開催します

発達障害に関する世間の理解や関心が広がるとともに、発達障害を抱えた 当事者はもちろんのこと、その家族や支援者へのサポートも大きな問題となっています。

「発達障害家族教室」では「発達障害」に対する正確な知識を得て、家族 としての適切な対処方法を学び家族同士が支え合う場を提供します。 また、将来の進路などで悩んでいる家族への手助けとなることを目標にして います。ぜひご参加ください。

【日 時】2月12日(金)、3月11日(金)※計2回

【時 間】午後2時~4時

【場 所】都城保健所 多目的室

【対 象】主に義務教育終了後の発達障害児(者)の家族とその支援者

【費用】無料

【定 員】40人程度

日 程	テーマ	講師
平成28年		発達障害者支援センター
2月12日(金)	発達障害と生活支援・就労支援	障害者雇用支援センター
平成28年	発達障害の理解	精神科医師
3月11日(金)	家族の関わり	成人発達しょうがい当事者会

- ※ テーマおよび講師は変更になる場合があります。
- ※ 教室は<u>予約制</u>です。匿名での参加も可能です。参加希望者は事前にご連絡 ください。
- ※ 1回だけの参加でも構いません。
- ※ 発達障害当事者(本人)の参加はご遠慮ください。
- ※お申し込み・お問い合わせは、

宮崎県精神保健福祉センター

〒880-0032 宮崎市霧島 1-1-2 県総合保健センター4階

5 0985-27-5663

FAX 0985-27-5276 にお願いします。



⑧ 農林畜産業関連

◆ 2月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします

使用済みプラスチックは、排出業者(農業者)の責任で、適正に処理する ことが義務付けられています。

【 ☆2月の農業用廃プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

<u> </u>	たが成りラステラクの定理来物で次のC85ヶ矢池しより。
日時	2月3日(第1水曜日)・2月17日(第3水曜日)
	≪午後1時30分~3時30分≫
 	★雨天時は中止になる場合があります。
	★上記日時以外は受け入れできません。ご注意ください。
場所	町最終処分場 (クリーンヒルみまた)
₩ 7 / 2+	土・くずなど異物を取り除き、 種類別・色別に分別 して20*ロ
搬入方法 	なき程度にひもなどで縛って搬入してください。
	塩 化 ビ ニ ル・・・* ☆ 当たり 6円 6円
処理料金	ポ リ 系・・・ [*] - グラ当たり 23円
	硬質プラスチック類・・* _□ ζラ 当たり 41円
注意事項	★処理料金は <mark>現金支払い</mark> です。
注思 争垻	★印かん(認め印可)をお持ちください。

◆ 農業用廃棄ビニール処理量のポイント化による町商品券 交換事業を実施しています

農家の皆さんへ

町農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会では、農業用廃棄プラスチック類(ビニールなど)の「再生処理利用」を目的とした排出処理をさらに促進するため、皆さんが処理した量をポイント化し、累積したポイント数に応じて「三股町商工会オリジナル商品券」に交換します。

農業用廃棄ビニールなどの不法焼却・不法投棄は法律で禁止されています。 適正処理への認識を高めていただくとともに、この事業に積極的にご参加 ください。

- ◎事業の対象者は、次の要件を全て満たしていることが必要です。
- ①農業を営み、町内に居住していること。
- ②処理日、場所や分別などを守ること。
- ※お問い合わせは、産業振興課 農業振興係 (3階 ⑫番窓口) **2**52-9086 (直通) にお願いします。

◆ 屋外で鳥を飼育している人へ 高病原性鳥インフルエンザを予防しましょう



現在日本では、高病原性鳥インフルエンザの発生はありませんが、中国、台湾、北朝鮮など近隣諸国においては、散発的に発生しています。

本病のウイルスは、渡り鳥などの野鳥によって国内に持ち込まれる可能性が高く、その侵入ルートは複数存在すると指摘されていて、依然としてウイルスが侵入する可能性は高いと考えられます。

渡り鳥の本格的な飛来シーズンを迎えるに当たり、病気の発生を防止する ために次のことに気を付けて飼いましょう。

◎ 餌箱や水飲み場に、野鳥を近づけないようにしましょう!

- ・餌箱や水飲み場は、飼育小屋の中に置く
- ・ 野鳥の嫌いな光を反射するコンパクトディスク(CD)などを飼育小屋の周りに付ける
- ・ 飼育小屋の金網などの隙間や破れを防ぐ
- ◎ 飼育小屋に出入りする時は、長靴の洗浄・消毒をしましょう!
- ◎ 湖や池などでの放し飼いはやめましょう!
- ◎ 鳥の世話をした後は、手洗い・うがいをしましょう!



※消毒薬が必要な人には、町役場で配布を行っています。

お願い

- 今、飼育している鳥は、動物愛護の観点から責任を持って飼いましょう。 鳥を捨てる(放置する)と、法律により罰せられる場合があります。
- 鳥に異常(続けて死亡した、首が曲がってきたなど)があるときは、以下の対応を お願いします。
 - ① 直ちに家畜保健衛生所に連絡する
 - ② 飼育小屋から鳥・卵などを出さない
- 死亡した野鳥を発見した場合は、農林振興局まで連絡してください。

※お問い合わせは、

産業振興課 畜産係 252-9088 (直通) 都城家畜保健衛生所 2562-5151 北諸県農林振興局 23-4523 にお願いします。



◆ 畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

海外では口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの発生事例が引き続き報告されています。伝染病に対する防疫意識を高め、より一層の防疫強化をお願いします。

「畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《次のことを守りましょう》

①長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルス の侵入を防ぎます。

②踏み込み消毒槽の設置と点検

踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

③農場訪問者の記録と立ち入り規制

農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。

④早期発見·早期通報

家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場 産業振興課で配布しています。

※お問い合わせは、産業振興課 畜産振興係 (3階 ⑫番窓口) **25**52-9088 (直通) にお願いします。

9 相 談



◆「こころの健康相談」を実施します

都城保健所では、地域住民が精神科医師に相談することのできる、こころの健康相談を実施します。「精神科の病気かもしれないけど、病院に行くのは抵抗がある」「専門の先生に相談してみたい」など、気になることがありましたら、保健所にご相談ください。

項目	内容	
期 日	2月22日(月)、3月17日(木)	
時 間	午後1時30分~	
場所	都城保健所(都城市上川東3-14-3)	
対象	保健師に事前相談をして、医師への相談が必要だと判断された人。家族や関係者からの相談もお受けします。	
相談内容	①引きこもり、抑うつ、過食・拒食、リストカットなど ②精神科の病気、心の健康に関する問題など、精神保健一般に関すること ③アルコール依存症、薬物問題、そのほかの依存に関すること	
申し込み	事前に下記、保健所保健師(疾病対策担当)にご相談ください。	
相談体制	予約制、相談は1日3人まで	
料 金	無料	

※お申し込み・お問い合わせは、

都城保健所 健康づくり課 ☎23-4504 にお願いします。

◆「法律相談」(無料)を実施します

町社会福祉協議会では毎月第3火曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	2月16日(火)					
時 間	午後1時30分~4時30分					
場所	町総合福祉センター「元気の杜」					
	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめ事など、					
内 容	生活についての法律上のあらゆる相談・悩み事に対して、司法					
	書士が適切に回答します。					
中 1 37 7	当日は <mark>予約制です。人数に制限がありますので、</mark> 相談を希望す					
申し込み 	る人は早めに電話で申し込むか、直接来館してお申し込みくだ					
方 法 	さい。なお秘密は固く守られます。					

※お申し込み・お問い合わせは、町社会福祉協議会 ☎52-1246 にお願いします。



◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭関係(夫婦・親子・離婚・ 扶養・相続)、近隣関係、金銭貸借、借地借家、登記などの「悩み事相談」に も応じています。気軽にご相談ください。

※予約は不要です。なお相談は無料です。

■特設人権相談

期		日	2月3日(水)
時		間	午前10時~午後3時
場		所	JR三股駅多目的ホール「M★うぃんぐ」
相	談	員	山之内絹代 (人権擁護委員)

■常設人権相談

日		時	平日の午前8時30分~午後5時15分
18		所	宮崎地方法務局都城支局
場			(都城合同庁舎5階相談室)
相	談	員	人権擁護委員・法務局職員

※ お問い合わせは、

·特設人権相談: 総務課 行政係 (2階 ⑧番窓口)

☎52-1112 (直通)

• 常設人権相談: 宮崎地方法務局都城支局

☎22-0490 にお願いします。



◆「行政相談」を実施します

「行政相談」を次のとおり実施しますので、気軽にご相談ください。

期			日	2月1日(月)、2月15日(月)
時			間	午前10時~正午
場			所	町総合福祉センター「元気の杜」
相	談	委	員	下石 年成、大村 田三吉

※お問い合わせは、総務課 行政係 (2階 ⑧番窓口) ☎52-1112 (直通) にお願いします。



◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

社会福祉協議会では、生活上の問題、結婚・離婚・金銭面でのもめ事や介護など、あらゆる相談を受け付けます。

また、電話での相談も行います。

〇日 時: 毎日 午前9時~午後5時

(土・日・祝日は除きます)

〇場 所: 町総合福祉センター「元気の社」

※お問い合わせは、町社会福祉協議会

☎52-1246 にお願いします。

